

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 農地整備課

法令名	土地改良法	法令番号	昭和24年法律第195号
手続名	使用収益の停止	根拠条項	第89条の2第6項、第7項
処分基準	<p>「不換地申し出地の使用収益停止 第6項」 従前の土地の所有者の申出又は同意があるとき。</p> <p>「清算金支払地の使用収益停止 第7項」 従前の土地の所有者の申出又は同意のほか法第89条の2第3項において準用する法第53条の2の3第3項により清算金が支払われたとき。</p>		
	<p>1 聴聞の実施 弁明の機会の付与</p>	<p>処理 機関 農地整備課</p>	<p>交付 機関 農地整備課</p>
対応区分		目次	21